

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年9月9日

静岡県知事 鈴木 康友

1 入札執行者

静岡県知事 鈴木 康友

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課

電話番号 054-221-3256

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

第1号

(2) 業務名

令和7年度介護サービス情報公表業務

(3) 業務概要

令和7年度介護サービス情報公表業務委託仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和7年11月4日から令和8年3月31日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が行う一般業務委託に係る競争入札参加資格において、「総務事務」の営業種目について競争入札参加資格を有していること。
- (3) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、静岡県の一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者若しくは同法附則（平成27年法律第73号）第3条に規定する同法第5条の許可を受けているとみなされる者又は同法附則第6条に規定する改正前の労働者派遣法（以下、「旧法」という。）第16条第1項の規定により届出書を提出して特定労働者派遣事業（旧法第2条第5号に規定する特定労働者派遣事業をいう。）を行っている者であること。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

5 入札説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和7年9月18日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

上記2の担当部局に同じ

(3) 交付方法

無料で直接交付する。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を提出すること。

(1) 提出期間

公告の日から令和7年9月18日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

上記2の担当部局に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和7年9月30日（火） 午前11時00分

(2) 入札の場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館5階福祉指導課会議室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札、入札に関する条件等に違反した者が行った入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された1時間あたりの単価（税抜き）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった1時間あたりの単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 照会窓口は、静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課（電話 054-221-3256）とする。
- (3) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。
- (4) 契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。
- (5) 詳細は入札説明書による。